

霧島市

令和4年度

申請
締切

令和5年

1/31

※消印有効
[火曜日]

物価高騰・事業継続 支援給付金



飲食業



建設業

新型コロナウイルスの感染症の長期化や原油価格・物価高騰の影響により、経済的に大きな影響を受け、事業継続が困難になっている市内中小企業者等(農林水産業者を含む)に対し、給付金を給付します。



情報通信業



医療業



小売業



製造業



農林漁業



サービス業



運輸業



宿泊業

上記のほか、幅広い業種が対象です。
給付には要件があります。詳しくは裏面をご覧ください。

物価高騰支援給付金

原油高や物価高騰の影響により
経費が増大している事業者

事業継続支援給付金

売上が、
20%以上減少した事業者

法人に

10万円
給付

個人事業者に

5万円
給付

※【物価高騰支援給付金】【事業継続支援給付金】のいずれにも該当する場合は、重複して受給することができます。

●お問い合わせ先

霧島市商工振興課

☎0995-55-1603

土日・祝日を除く
午前8時15分～午後5時

申請書類は、市ホームページでダウンロードしていただくか、本庁や各総合支所、市民サービスセンターでお受け取りください。

詳しくは市ホームページをチェック！



1 申請

- (1) 申請書類 (詳しくは市ホームページ「申請書類一覧」でご確認ください。)
申請様式 (様式第1号～第3号)、通帳の写し、確定申告書類、市県民税等申告書、売上台帳等
- (2) 申請期限 令和5年1月31日 (火) ※消印有効
- (3) 申請方法 原則として郵送 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご理解、ご協力をお願いします。)
- (4) 提出・お問い合わせ先
〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45番1号 霧島市商工振興課 事業継続支援給付金担当
☎0995-55-1603 土日・祝日を除く午前8時15分～午後5時

2 対象者 (詳しくは市ホームページ「申請要領」でご確認ください。)

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者 (個人事業者を含む。)
※フリーランスを含む個人事業者については、事業所 (店舗) が市内であることと全収入 (一時収入等を除く。) の2分の1以上が事業活動における収入である方に限ります。
また、店舗のない事業の場合、令和4年11月1日時点において、本市の住民基本台帳に記録されている方に限ります。
- (2) 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、学校法人、組合 (農業協同組合、農業協同組合連合会等)、有限責任事業組合、投資事業有限責任組合

3 要件 [それぞれ以下の全ての要件を満たすもの]

【物価高騰支援給付金・事業継続支援給付金共通】

- (1) 令和元年分、令和2年分又は令和3年分の事業所得、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動による雑所得若しくは給与所得又は不動産所得のいずれかの所得を申告していること。
- (2) 令和元 (平成31) 年、令和2年又は令和3年に市税 (法人においては法人市民税) を納めていること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策において、国・県・市の施策に沿った協力をしていること。
- (4) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体等でないこと。
- (5) 性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと。
- (6) 反社会的勢力ではないこと又は関与していないこと。
- (7) 給付金の趣旨に照らし、給付金を交付することが適当であること。

【物価高騰支援給付金に関するもの】

- (1) 令和4年8月31日以前に市内で事業を開始し、かつ、令和4年11月1日時点においても事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意図があること。
- (2) 原油価格・物価高騰の影響により経費が増大している事業者のうち、水道光熱費 (電気代・ガス代) や燃料費 (ガソリン代・軽油代・LPガス代・灯油代・重油代)、肥料費、飼料費等を計上していること。
- (3) 令和4年4月から10月までの間のいずれかの月の水道光熱費や燃料費等の経費が、法人の場合8千円、個人事業者の場合4千円以上あること。

【事業継続支援給付金に関するもの】

- (1) 令和4年3月1日以前に市内で事業を開始し、かつ、令和4年11月1日時点においても事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意図があること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の長期化や原油価格・物価高騰の影響により、令和4年4月から10月までのいずれかの指定する1ヶ月の売上が、平成31年、令和2年又は令和3年同月と比較して、20%以上減少していること。

4 給付額 [法人や個人事業者ごとに申請してください。給付金の交付は1事業者につき1回限りです。]

【物価高騰支援給付金】 (1) 法人 10万円 (2) 個人事業者 5万円

【事業継続支援給付金】 (1) 法人 10万円 (2) 個人事業者 5万円